国際放射線防護委員会（ICRP）の線量基準と基本スタンスの変遷

ICRP基本勧告	線量基準	基本スタンス
1950年勧告	5mSv/週（X線作業者）	**to the lowest level** （可能な最低レベルまで被ばくを引き下げる）
1958年勧告	1mSv/週(職業人) 5mSv/年（一般公衆）	**as low as practicable** （ALAP：実際的な範囲で低く） ※リスクとベネフィットの考え方を導入
1965年勧告	50mSv/年(職業人) ※線量限度	**as low as readily achievable** （**ALARA**：容易に達成できる範囲で低く）
1977年勧告		**as low as reasonably achievable** （**ALARA**：合理的に達成できる範囲で低く）
1985年勧告	1mSv/年（一般公衆）	
1990年勧告	50mSv/年（5年間で100mSv） (職業人)　※年平均20mSv	

参照：今中哲二氏「年1ミリシーベルト基準の由来と低線量放射線被曝のリスク」
（『学術の動向』 2020年3月）